

機械土工工事業見える化評価実施規程

令和3年3月30日

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、機械土工工事業見える化評価実施規程を以下のとおり定める。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本機械土工協会（以下「協会」という。）が、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（以下「告示」という。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、国土交通大臣の認定を受けた機械土工工事業の見える化評価基準（以下「評価基準」という。）に従って実施する機械土工工事業見える化評価事務（以下「評価事務」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、「評価」とは、協会が評価基準に従って実施する見える化評価をいう。

（評価事務実施の基本方針）

第3条 評価事務は、この規程により、厳正、確実かつ公正に実施する。

（評価事務を行う時間及び休日）

第4条 評価事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- （1）土曜日・日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）12月29日から翌年の1月4日までの日（（2）に掲げる日を除く）
- （4）協会会長（以下「会長」という。）の定める日

(評価事務を行う事務所)

第5条 評価事務を行う事務所は、以下のとおりとする。

事務所 一般社団法人日本機械土工協会

所在地 東京都台東区東上野5 - 1 - 8

第2章 評価の申請

(評価の実施)

第6条 協会は、評価を受けようとする者の申請により、評価を行う。

(申請の受付開始時期)

第7条 評価の申請は、令和3年4月1日より受け付けることとする。

(申請者の要件)

第8条 評価の申請は、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った専門工事企業等を対象とする。なお、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行った建設技能者が所属せず、自らが直接、建設工事の施工を行わない元請企業及び下請企業については、原則、見える化評価制度の対象としないものとする。

(評価の申請)

第9条 評価を受けようとする専門工事企業等は、見える化評価申請書(別記様式1)の書類に必要事項を記入の上、協会にこれを提出するものとする。

(評価申請の受理)

第10条 協会は、評価の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するものを受理する。

(1) 見える化評価申請書に必要な事項が記載されていること

(2) 評価の申請に係る専門工事企業等(以下「申請者」という。)が第○条の規定に適合していること

2 協会は、申請の内容に不備を認めるときは、補正させた後、受理するものとする。

3 協会は、前2項により、評価の申請を受理したときは、申請者名簿を作成する。

第3章 評価の実施

(評価の実施開始時期)

第11条 評価は、令和3年4月1日より実施することとする。

(実施期間及び実施場所)

第12条 評価の実施期間及び実施場所は、原則として、次のとおりとする。

(1) 評価事務の実施期間 原則として第4条に定める休日を除き、一年を通して実施するものとする。

(2) 評価の実施場所 一般社団法人日本機械土工協会

(評価実施の公告)

第13条 評価の実施期間、実施場所その他評価の実施に関し必要な事項は、あらかじめ協会のホームページ等により公告する。

(評価の実施)

第14条 評価は、評価基準及びこの規程に基づき実施する。

2 協会は、評価基準に定める評価に適合しているかどうかの確認を行い、適合している場合には、適合する評価を認定する。

第4章 評価の結果の通知等

(評価結果の通知)

第15条 協会は、評価の結果を、申請を行った者に対して通知する。

(評価の有効期限)

第16条 評価の有効期限は、評価日より一年間とする。

第5章 評価の結果の公表

(評価結果の公表)

第17条 協会は、評価の結果を、協会のホームページ等において公表するとともに、国土交通省に対して、通知する。

第6章 評価手数料

(評価手数料)

第18条 評価実施に係る手数料の金額は、会員11,000円(税込)、非会員16,500円(税込み)とする。

(評価手数料の収納)

第19条 (略)

第7章 雑則

(不正行為に対する措置)

第20条 会長は、申請者が不正な方法によって評価を受けたことが明らかになったと認める場合には、当該評価の結果を取り消し、申請を行った者及び国土交通省に通知する。

(秘密の保持)

第21条 評価事務に携わった者は、評価事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存)

第22条 評価事務に関わる保存すべき帳簿及び書類は、保存期間を定めて、適正な方法により協会で保存しなければならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第23条 評価事務に関わる帳簿及び書類の保存期間は、評価を実施した日から5年とする。

2 前項の帳簿等は、确实かつ秘密の漏れることのない方法により保存するものとする。

3 保存期間経過後の帳簿は、復元することができない方法により破棄するものとする。

(評価事務の細目)

第24条 この規程に定めるもののほか、評価事務の実施に必要な細目は、会長が別に定める。